



各位 殿

18年 11月 29日

件名： 輸入貨物 木製梱包材規制、来年4月より開始

「輸入植物検疫規定」の一部改正が行われ、輸入貨物に使用される木材梱包材に対する検疫措置が来年4月1日より施行されることが正式に決定致しました。

措置の対象となるのは来年4/1以降に日本に陸揚げ又は荷降ろしされる貨物から。ケース、クレートをはじめ、パレット、固定材等全ての木材梱包材が対象となります。(合板、ベニヤ等加工処理された木材は除きます)それらの梱包材に、「植物衛生措置に関する国際基準第15=ISPM NO.15ルール」に従って処理されたことを示す、下記のマークを表示した木材の使用が求められることとなります。

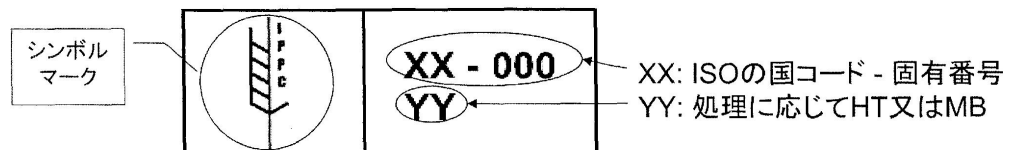
法改正の考え方は、「原則として木材梱包材を植物検疫対象に入れるが、上記処理済表示がされた木材梱包材は検疫対象外とする」というもの。つまり処理済でない木材梱包材を使用して輸入した場合、他の植検貨物(例えば乾燥野菜等)と同様輸入検疫を受ける義務が生じることとなります。

もし処理済でない木材梱包材で来た場合でも植検申請を行い、植検後合格になれば問題なく引き取れますが、当然植検費用が余計にかかることとなります。又、植検の結果病害虫が発見された場合も、通常の植検貨物と同様、廃棄・消毒又は返送を輸入者が選択。輸入者の費用負担で処置を取ることとなります。

ちなみに罰則ですが、「検査に当って不正行為をした場合」は3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。「廃棄・消毒命令に違反した場合」は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とされています。

監視の実際につき、農林水産省植物防疫所では、「事前に関係者に連絡の上、年数回程度のモニタリング検査を行う」としてしています。年間700万TEUにも上る輸入コンテナ貨物のうち、約19%弱に木材梱包材が使用されているとの調査結果があるとのこと。この検疫措置を実効あるものとするためには、輸入者様の御理解と御協力が不可欠となります。

問題が予想されるのがコンテナ混載貨物(LCL=CFS貨物)の場合です。CFSでのDE-VAN作業時に未処理の木材梱包材が出てきた場合には作業を中断して植検を受けなければならない、その費用等につき当該貨物の荷主が負担を求められることになる恐れがあります。そのあたりのCFSの対応につきましてはまた追って確認・ご案内いたしますが、余計な費用や手間を避ける為にも、海外取引先に対し、「日本でも来年4月よりISPM NO.15ルールが適用となる」旨、早目の周知の徹底を頂きますようお願い申し上げます。



< 参考 >

2006/10/6付け農林省通知(PDFファイル)

<http://www.pps.go.jp/konpozai/>

[import/20061012_imp_konpo_j.pdf](http://www.pps.go.jp/konpozai/import/20061012_imp_konpo_j.pdf)

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>